

別府市公共工事の中間前金払に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別府市が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）において、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、既に行った前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、予定価格が130万円を超えるものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たす場合に行うものとする。

- (1) 既に別府市公共工事請負契約約款（平成23年別府市告示第199号）第34条第2項の規定により前払金を支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（以下「進捗額」という。）が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）による契約について準用する。この場合において、前項第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号中「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、同項第4号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(対象経費の範囲)

第4条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合等)

第5条 中間前金払は、請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払による支出をした後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

2 継続費等による2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各会計年度の出来高予定額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第6条 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に第2条に規定する対象となる工事の受注者が選択するものとする。

2 前項の規定による選択の内容は、契約書に添付する特約条項（別紙）により確認するものとし、契約締結後の変更はできないものとする。

3 継続費等による2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度の出来高予定額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第2号)を契約担当者に提出し、第3条第1項に規定する要件を具備していることについて認定を受けなければならない。

2 契約担当者は、前項に規定する認定の請求があったときは、第3条第1項に規定する要件を満たすかどうかについて、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に調査するものとする。こ

の場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。

- 3 進捗額については、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるとき又は製造工場等に検査済みの工場製品があるときは、その額を当該工事の出来高に加算することができるものとする。
- 4 契約担当者は、第2項の調査をその工事を担当する監督員に行わせるものとする。
- 5 契約担当者は、第2項の調査の結果、第3条第1項に規定する要件を具備していることを確認したときは、中間前金払認定調書(様式第3号)を作成し、中間前金払認定通知書(様式第4号)により受注者に通知するものとする。
- 6 前項に規定する事務は、その工事に係る工事主管課において処理するものとする。

(中間前払金の請求)

第8条 前条第5項の規定により中間前金払認定通知書の交付を受けた受注者は、保証事業会社とその工事請負契約において定めた工事完成期限(継続費等による2年以上にわたる契約の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約の保証契約証書(正副2通)とともに、中間前払金申請書(様式第5号)及び請求書を契約担当者に提出し、中間前払金の支払を請求するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による保証契約証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、契約担当者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証契約証書を提出したものとみなす。

(中間前払金の支払)

第9条 契約担当者は、前条第1項に規定する請求書を受領したときは、その日から起算して20日以内に中間前払金を支払うものとする。

- 2 中間前払金の支払は、前条第1項に規定する保証契約証書に記載され

た預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(中間前払金額の変更)

第10条 中間前払金の支払を受けた受注者は、請負代金の額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金払を受けることができるものとする。

2 中間前払金の支払を受けた受注者は、請負代金の額が著しく減額された場合において、受領済みの中間前払金額と前払金の合計額が減額後の請負代金の額の10分の6を超えるときは、請負代金の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、契約担当者は、本文に規定する期間内に部分払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 前項の超過額が相当の額に達する場合で、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、契約担当者と中間前払金を受領した受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金の額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が返還すべき超過額を定め、中間前払金を受領した受注者に通知する。

(中間前払金の返還)

第11条 中間前払金を受領した受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を第4条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他契約担当者が特に必要と認めたとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。